

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期 （教育学部）</p> <p>1年次8月：観察実習、2年次9月：学校体験実習、 3年次8月中旬～9月下旬：主免教育実習 4年次10月初旬から下旬：副免教育実習、高等学校教育実習 （理工学部、農学部）</p> <p>4年次5月～9月：教育実習</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数 （教育学部）</p> <p>観察実習 小学校・中学校3日間 ※卒業要件が中学校1種免許の場合、実習校は中学校 学校体験実習 小学校・中学校5日間 ※卒業要件が中学校1種免許の場合、実習校は中学校 主免教育実習 小学校・中学校4週間（160時間）※卒業要件が中学校1種免許の場合、実習校は中学校 副免教育実習 小学校・中学校2週間（80時間） 高等学校教育実習 高等学校2週間（80時間）</p> <p>なお、中学校免許のみ又は、中学校・高校免許を取得予定者は、中学校での実習を必修とする。</p> <p>（理工学部、農学部）</p> <p>教育実習 高等学校 2週間（80時間）</p>
③	<p>実習校の確保の方法 （教育学部）</p> <p>「学部運営会議」及び「教職指導・教育実習委員会」の審議に基づき、「教育学部教授会」の議事承認を得て、岩手大学を設置主体とする教育実習校と盛岡市教育委員会より直接に「実習受入承諾書」を得ている。（高等学校への受入れ協力は教員養成支援センター経由で依頼する。）</p> <p>（理工学部、農学部）</p> <p>教員養成支援センターが近隣の高等学校へ受入協力を依頼し、高等学校7校から直接「実習生受入承諾書」を得ている。</p>
④	<p>実習内容 （教育学部）</p> <p>(1) 観察実習</p> <p>ア 「観察実習」は1年次前期（8月下旬）に開設する。 イ 実習期間は3日間とする。 ウ 教育学部のすべての学生は、附属小学校・中学校において、合計3日間の実習を行う。 エ 実習担当者は、実習校、実習日ごとに、本学教育学部の教育実習委員2名と附属学校のすべての教員があたる。 オ 実習内容は、主として以下のものである。 ・小・中学校教育の目的とその概要についての講話の聴講</p>

- ・小・中学校教員の仕事の概要とその責務についての講話の聴講
- ・児童・生徒理解についての講話の聴講
- ・授業観察の視点についての講話の聴講
- ・授業観察（1日目2時間 2日目1時間 計3時間）
- ・授業後の研究協議会への参加
- ・観察実習の省察

カ 実習内容は、1年次前期の教職科目「教職入門」での学習内容を（1年次前期）および事前指導をもとに設計される。

(2) 学校体験実習

ア 「学校体験実習」は2年次前期（9月第1週）に開設する。

イ 実習期間は5日間とする。

ウ 教育学部のすべての学生は、盛岡市内の小学校6校、中学校4校のそれぞれの実習校において、3.5日間の実習を行う。なお、実習にあたっては、事前指導0.5日、事後指導1日が加わる。

エ 実習担当者は、実習校ごとに、本学教育学部の教員2名と実習校の教員があたる。

オ 実習内容は、主として以下のものである。

- ・小・中学校教育の目的とその概要についての講話の聴講
- ・小・中学校教員の仕事の概要とその責務についての講話の聴講
- ・児童・生徒理解についての講話の聴講
- ・授業観察の視点についての講話の聴講
- ・授業観察（1日4～6時間×3日間 計12～18時間）
- ・児童・生徒指導の補助
- ・3.5日間の実習の成果についての協議・省察と事後指導での発表

(3) 主免教育実習

ア 「主免教育実習」は3年次前期（8月中旬から9月下旬）に開設する。

イ 実習期間は4週間とする。実習の前に、「教育実習研究」（3年次前期 16時間）を受講する。

ウ 教育学部のすべての学生は、小学校又は中学校の実習校において、4週間の実習を行う。

エ 実習担当者は、本学教育学部のすべての教員および実習校のすべての教員があたる。

オ 実習内容は、主として以下のものである。

- ・小・中学校教育の目的・意義とその概要についての講話の聴講
- ・小・中学校教員の仕事の概要とその責務についての講話の聴講
- ・児童・生徒理解についての講話の聴講
- ・授業観察（2日間～5日間 計約16時間～40時間）
- ・指導計画の立案と授業の実施（約10～25単位時間 うち研究授業1単位時間）
- ・授業後の研究協議会への参加
- ・授業の省察と次時の指導計画の立案
- ・学級経営への参加
- ・市内小・中学校の参観（1日 計8時間）
- ・教育実習録への教育活動の記録
- ・教育実習の省察

(4) 副免教育実習

ア 「副免教育実習」は4年次後期（10月初旬から下旬）に開設する。

イ 実習期間は2週間とする。

ウ 小学校又は中学校の実習校において、2週間の実習を行う。

エ 実習担当者は、本学教育学部のすべての教員および実習校のすべての教員があたる。

オ 実習内容は、主として以下のものである。

- ・小・中学校教育の目的とその概要についての講話の聴講
- ・小・中学校教員の仕事の概要とその責務についての講話の聴講
- ・児童・生徒理解についての講話の聴講
- ・授業観察（1日間～2日間 計約8時間～16時間）
- ・指導計画の立案と授業の実施（約6～15単位時間 うち研究授業1単位時間）
- ・授業後の研究協議会への参加
- ・授業の省察と次時の指導計画の立案
- ・学級経営への参加
- ・教育実習録への教育活動の記録
- ・教育実習の省察

(5) 高等学校教育実習

ア 「高等学校教育実習」は4年次後期（10月初旬から下旬）に開設する。

イ 実習期間は2週間とする。

ウ 実習校において、2週間の実習を行う。

エ 実習担当者は、本学教育学部のすべての教員および実習校のすべての教員があたる。

オ 実習内容は、主として以下のものである。

- ・高等学校教育の目的とその概要についての講話の聴講
- ・高等学校教員の仕事の概要とその責務についての講話の聴講
- ・生徒理解についての講話の聴講
- ・授業観察（1日間～2日間 計約8時間～16時間）
- ・指導計画の立案と授業の実施（約6～15単位時間 うち研究授業1単位時間）
- ・授業後の研究協議会への参加
- ・授業の省察と次時の指導計画の立案
- ・学級経営への参加
- ・教育実習録への教育活動の記録
- ・教育実習の省察

(理工学部、農学部)

ア 「教育実習」は4年次前期（5月から9月下旬）に開設する。

イ 実習期間は、2週間とする。

ウ 実習担当者は、本学の教員養成支援センター及び各学部各学科の教務委員及び担任教員が中心となり、実習校においては、すべての教員があたる。

エ 実習内容は、主として以下のものである。

- ・事前講話（生徒指導全般、教務全般、進路指導、教職全般）

- ・授業見学（担当教科以外の他教科の授業も含む）
- ・教材研究・指導計画の立案と授業の実施
- ・配属クラスでの学級指導・清掃指導
- ・クラブ活動・学校行事への参加
- ・教育実習記録簿への教育活動の記録
- ・教育実習の省察

⑤ 実習生に対する指導の方法

（教育学部）

教育実習校ごとに、学部教職指導・教育実習委員会から担当教員を1名ずつ配置し、教育実習校の管理職や実習担当教員との打合せ及び電話等による連絡調整を通じ、実習生の状況について情報を実習校と大学の双方に共有し、実習生の指導を行う。

実習校においては、教育実習校の教員が指導を行うが、学部担当教員は、訪問指導や研究授業の参観を行い、随時大学教職指導・教育実習委員会へ報告する。なお、特に指導が必要な事例については、教職指導・教育実習委員会や大学での指導教員が実習生への指導を行う。

（理工学部、農学部）

教育実習中は実習校の担当教員から指導を受ける。また、学生の指導教員は、実習校担当教員と連絡をとりながら指導する。

また、近隣の実習校に訪問する等学生の実習状況の把握に努め、実習校担当教員と情報共有をしながら学生への指導を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

（教育学部）

主免教育実習、副免教育実習及び高等学校教育実習については、「観察・参加」、「学習指導」、「生徒指導及び特別活動」、「実習態度」の4つの評価領域を設定し、成績評価の基準を設定している。評価領域ごとに評価項目を設け、それぞれの評価観点に基づき、教育実習校は評価を行う。

学生の教育実習の評価および単位認定は、各教育実習校における学生の具体的な教育実習状況等、それぞれの教育実習校の評価・観察を基に、教職指導・教育実習委員会で審議し、教授会において評価を決定・単位を認定する。

（理工学部・農学部）

事前・事後指導の受講状況及び提出されたレポート内容、実習校から提出された実習記録簿及び成績評価をもとに、各学部教務委員会において、評価を審議・決定する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

（教育学部）

(1) 「主免教育実習」、「高等学校教育実習」

【事前指導】

・授業科目「教育実習研究」1単位 3年次前期開設又は4年次後期 必修科目（事前：16時間）

※事前・事後合わせて1単位

上記の他、教育実習開始直前に3日間（18時間程度）の事前指導が加わる。

1日目：大学にて事前説明会及び教育実習校教育実習担当教員より、教育実習校の説明、配当学年・学級の連絡、事務連絡等。2～3日目：それぞれの教育実習校ごとに設定され、教育実習校教員を中心に、主として教育の目的や生徒理解についての講話、学級担当や教科担当との打合せ等。

【事後指導】

- ・授業科目「教育実習研究」1単位 3年次前期又は4年次後期開設 必修科目（事後：2時間）
 ※事前・事後合わせて1単位
 ※実習終了後に、事後指導として大学教員による講義、意見交換、討論、反省などを行う。
- ・授業科目「教職実践演習」2単位 4年次後期開設 必修科目（30時間）

(2)「副免教育実習」

【事前指導】

- ・教育実習説明会（大学教員による講義1時間）
- ・直前の事前説明会（大学教員、実習校担当教員による講義2時間）

（理工学部・農学部）

【事前指導（3年次）】

12月：事前指導①（2日間、14時間）

【事前指導（4年次）】

4月：事前指導②（2時間）

【事後指導（4年次）】

教育実習終了後2週間以内：事後指導① 9時間

12月：事後指導②（5時間）

② 内容（具体的な指導項目）

（教育学部）

事前及び事後指導については、主として、「教育実習研究（教育実習事前事後指導）」による。

(1)「主免教育実習」、「高等学校教育実習」の事前・事後指導として、「教育実習研究」を開設している。

1) 事前指導

ア 教育実習説明会（大学教員による講義1時間）

イ 講義（大学教員、附属学校園教員による講義16時間、先輩による体験談1時間）

ウ 『教育実習の手引き』の配布

エ 事前説明会（大学教員、実習校担当教員による講義2時間）

オ 実習校における事前指導（実習校における2日間の指導：各種講話、授業観察、研究会、配属学級の児童・生徒との顔合わせなど）

2) 事後指導

大学教員による講義、意見交換、討論、反省など2時間

(2)「副免教育実習」事前指導として、教育実習説明会（大学教員による講義1時間）及び直前の事前説明会（大学教員、実習校担当教員による講義2時間）を行う。

(理工学部・農学部)

【事前指導（16時間）】

- 1) 当該年度教育実習生の体験報告会の聴講及び質疑（3時間）
- 2) 教育現場の実情を中心とした講話（2時間）
- 3) 教育実習に対する心構えの講話（2時間）
- 4) 教育実習に関するビデオ等の視聴及び意見発表（7時間）
- 5) 教育実習直前の心構えについての講話（2時間）

【事後指導（14時間）】

- 1) 教育実習記録簿及びレポート作成（9時間）
- 2) 教育実習体験報告会及び質疑（3時間）
- 3) 教員としての心構えを中心とした講話（2時間）

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ・教育実習におけるハラスメントの相談窓口等の体制整備、相談があった場合の対応

本学は、財務・労務担当副学長を委員長とするハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントの防止等に関する施策や措置の体制整備を行っている。ハラスメント防止委員会の定める「岩手大学ハラスメントの防止等に関する指針」の対象は、岩手大学の構成員である教員・職員・学生（大学院生・学部生・留学生・研究生・科目等履修生、公開講座の受講者など本学で教育を受けるすべてのものをいう。）であるが、ハラスメントが岩手大学の構成員と学外者との間に起こった場合には、当事者間に職務上・就学上の利害関係があるときに、この指針を適用することとしており、学生の教育実習での問題についても、大学として相手先機関と協力しながら問題解決のために努力するとしている。

大学は、ハラスメントについての相談に応じるために、部局等相談員と専門相談員を配置している。部局等相談員は各学部等から選出された教職員、附属学校の教諭等から構成され、相談者に大学の対応システムについて説明して専門相談員への取り次ぎを行う。専門相談員はハラスメント問題または相談業務に関する知識と経験を有する教職員および学外者から構成され、相談者から詳しく事実関係を聞いた上で、相談者の意向に応じて大学に対応を求める。

具体的には、当事者間の話し合いで解決するもの（調整）と、何らかの強制的な措置をとるもの（苦情申し立て（調査））、委員会を介さず、相談員による対応のみで解決する場合もある（相談）。

なお、相談の際は自分が利用しやすい部局等相談員、あるいは直接専門相談員を訪ねることでよく、相談は面談だけでなく、電話、電子メール、手紙、投函箱でも受け付けている。専門相談員は、相談者と同性の者を含め、原則として2名で相談にあたり、事実関係を詳しく聞いた上で、相談、調整、苦情申し立て（調査）といった大学の対応システムについて説明し、これからの対応についての相談者の意思決定を助け、アドバイスをを行う。また、必要に応じて保健管理センターのカウンセラーや学外の相談機関を紹介する。

- ・学生への周知の状況

教育実習における事前指導の際に資料「教育実習におけるハラスメントの防止について」を配布するとともに、実習担当教員より説明を行っている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

岩手大学教員養成支援センター運営委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

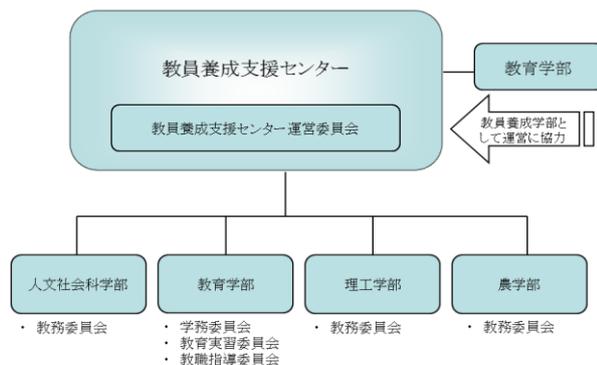
委員長 1 名、副委員長 1 名（各学部からの委員の互選）、各学部からの委員 8 名（各学部 2 名）、学務部長 1 名

・ 委員会等の運営方法

教員養成支援センター運営委員会では、定期的に委員会を開催し、教職課程に関する全学的な実施体制の企画・運営・調整を行っており、教員養成支援センターとの連携のもと、教育実習に関して学内の連絡調整等を行っている。

【委員会の組織図】

教育実習計画に係る全学的組織及び学部委員会の組織図



（教育学部）

・ 委員会等の名称

ア 教職指導・教育実習委員会

イ 学校体験実習小委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

ア 教職指導・教育実習委員会

委員長及び副委員長のほか、各科から選出された教員各 1 名をもって構成される。

原則構成員は 14 名で組織する。

イ 学校体験実習小委員会

教職指導・教育実習委員会の副委員長を学校体験実習小委員会の委員長、教職指導・教育実習委員会の構成員から選出された委員 1 名を学校体験実習小委員会の副委員長とした 2 名で構成する。

・ 委員会等の運営方法

ア 教職指導・教育実習委員会

定例開催するほか、委員長が招集し必要に応じて随時臨時開催する。委員の 3 分の 2 以上の出席を持って成立し、出席した委員の過半数を持って決する。

審議事項は以下の通り。

- ①教育実習（主免・副免）の計画及び実施に関すること
- ②教育実習研究（教育実習事前事後指導）に関すること
- ③観察実習、学校体験実習及び地域教育実習に関すること
- ④附属学校及び教育実習協力校との連絡・協議に関すること
- ⑤介護等体験に関すること
- ⑥教職入門及び教職実践演習等に関すること
- ⑦その他教育実習及び教職指導に関し必要な事項

※教育学部の卒業要件である一つ目の免許の教育実習を主免教育実習、二つ目の免許の教育実習を副免教育実習と種別している。

上記を基に、学務部と連携し、主として、以下の運営・指導を行う。

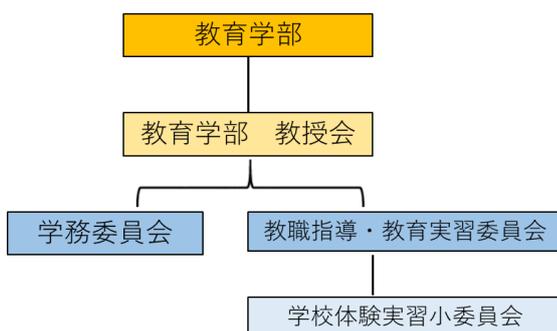
- ・教育実習に関する業務の年間計画の作成と運営
- ・「観察実習」、「学校体験実習」、「主免教育実習」、「副免教育実習」の企画・運営・指導・評価
- ・教育実習校との連携
- ・教育実習を履修する学生の指導・支援（カウンセリング等も含む）
- ・教育実習校への訪問と実習状況の把握

イ 学校体験実習小委員会

2年次の「学校体験実習」に関する企画・運営・指導・評価、教育実習校との連携、教育実習を履修する学生の指導・支援を行う。

実習校との連携において、委員長は「学校体験実習連絡協議会」を開催し、実習校（小学校・中学校併せた10校）の実習担当教員10名を招集して議長となり、主に学校体験実習の計画及び実施に関する事項を審議し実施する。

【委員会の組織図】



(理工学部)

- ・ 委員会等の名称
理工学部教務委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長1名、副委員長3名（内2名はコース選出委員が兼ねる）、各コースから選出された委員8名

の計10名で構成。委員長及び副委員長の内の1名は、学部長が指名をする評議員または学部長特別補佐とし、全学対応副委員長及び学部内対応副委員長は、委員の互選により決定する。

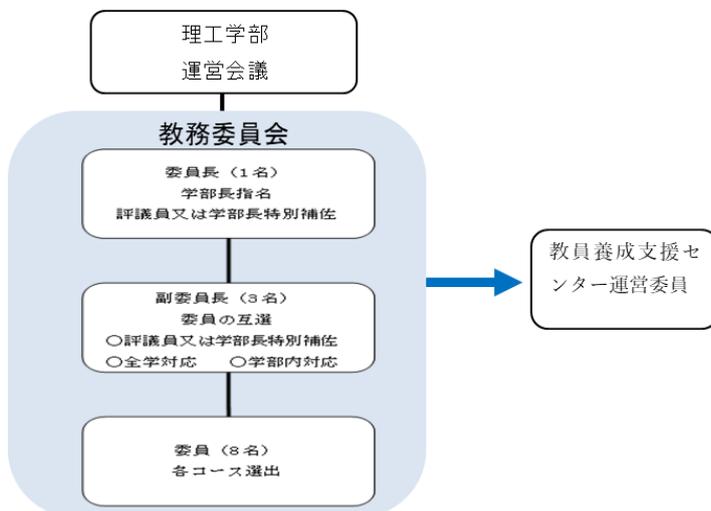
- 委員会等の運営方法

委員会は、コース選出委員全員の出席を要する。委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長（委員長）の決するところによる。

※教育実習に関する本委員会の主な任務

- ①教育実習の立案・決定に関すること。
- ②教育実習事前・事後指導に関すること。
- ③教育実習の単位認定に関すること。
- ④大学内及び実習校との連絡調整に関すること。

【委員会の組織図】



(農学部)

- 委員会等の名称

岩手大学農学部教務委員会

- 委員会等の構成員（役職・人数など）

委員長1名、副委員長1名、副学部長1名、各学科から選出された委員8名の計11名で構成。委員長、副委員長は各学科から選出された委員のうちから互選により決定する。

なお、副委員長は、岩手大学教員養成支援センター運営委員会委員（兼務教員）となる。

- 委員会等の運営方法

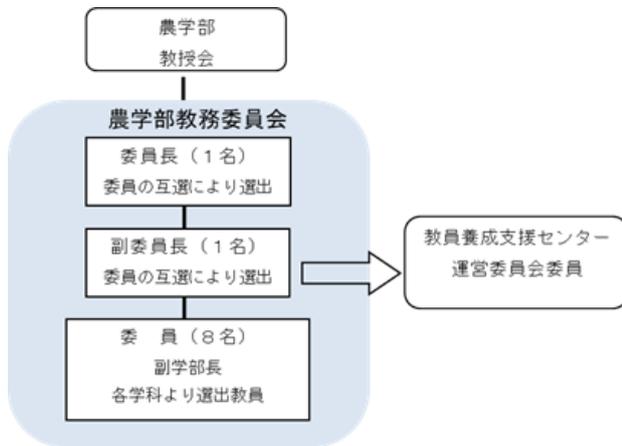
委員会は、原則として全委員の出席をもって成立する。委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長（委員長）の決するところによる。

審議事項は以下のとおりである。

※教育実習に関する本委員会の主な任務

- ①教育実習の立案・決定に関すること。
- ②教育実習事前・事後指導に関すること。
- ③教育実習の単位認定に関すること。
- ④大学内及び実習校との連絡調整に関すること。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
岩手大学教育実習連絡協議会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教員養成支援センター長 1名、専任教員 2名、協力校教員 4名
- ・ 委員会等の運営方法
教員養成支援センター主催で教育実習協力校を中心とした、連絡協議会を実施し、協力校等と意見交換を行っている。

【委員会の組織図】



（教育学部）

- ・ 委員会等の名称
- ア 教育実習合同委員会
- イ 学校体験実習連絡協議会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ア 教育実習合同委員会
委員会等の構成員は、「教職指導・教育実習委員会」の構成員 14名に、各教育実習校（小学校・中学校等を併せた 8校）の教育実習担当教諭 8名を加えた 22名で組織する。

イ 学校体験実習連絡協議会

「学校体験実習小委員会」の構成員2名に、学校体験実習の各実習校(10校)の担当教諭10名を加えた12名で組織する。

- ・ 委員会等の運営方法

ア 教育実習合同委員会

5月と3月に開催する「教職指導・教育実習委員会」は、教育実習校の実習担当教諭を交えた合同委員会としており、委員長は委員会を招集し、議長となり、主として、以下の運営・指導を行う。

- ・ 教育実習に関する業務の年間計画の作成と運営
- ・ 「観察実習」、「主免教育実習」、「副免教育実習」の指導・評価

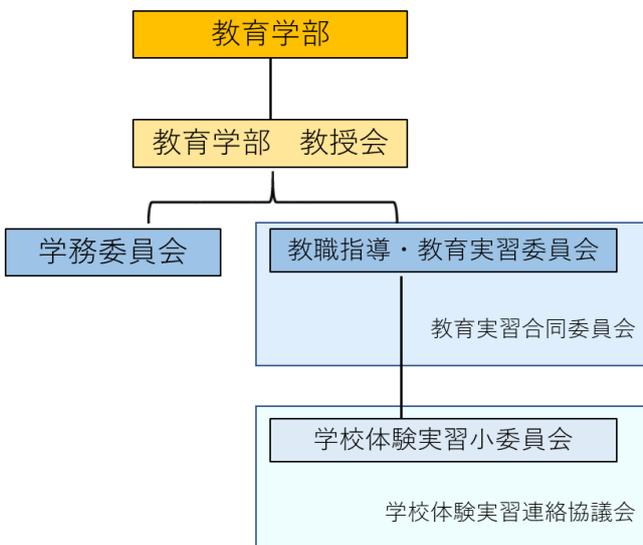
イ 学校体験実習連絡協議会

2年次の「学校体験実習」の教育実習校との連携を図り、主に学校体験実習の計画及び実施に関する事項を審議し実施する。

6月の定例会では上記実習の計画や実施に係る議事について審議し、また、10月の定例会では、実習に関する報告及び実習校と岩手大学との意見交換等を実施する。主として、以下の運営・指導を行う。

- ・ 「学校体験実習」に関する業務の年間計画の作成と運営
- ・ 「学校体験実習」の指導

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

(教育学部)「主免教育実習」及び「教育実習研究」の受講資格

1) 以下に掲げる科目を3年次開始時(または受講しようとする年度の初め)までに履修済であること。

- ・ 授業科目「基礎ゼミナール」 1単位 1年次前期開設 必修科目
- ・ 授業科目「教職入門」 2単位 1年次前期開設 必修科目
- ・ 授業科目「教育概論」 2単位 1年次前期開設 必修科目
- ・ 授業科目「観察実習」 1単位 1年次前期開設 必修科目

- ・授業科目「生徒指導・進路指導」 2単位 2年次前期開設 必修科目
- ・授業科目「学校体験実習」 1単位 2年次前期開設 必修科目
- ・授業科目「教育相談」 2単位 2年次後期開設 必修科目

2) 実習する校種ごとに、以下の単位を履修（単位取得）済みであること。

- ・小学校で実習をする場合は、小学校の教科の指導法から最低6単位を履修済みであること。
- ・中学校で実習をする場合は、中学校の該当教科の教科指導法から最低2単位を履修済みであること。

3) 次に掲げる単位を履修済であること。

教養教育科目	18単位
専門教育科目	30単位

（教育学部）「副免教育実習」の受講資格

1) 以下に掲げる科目について、副免教育実習を受講しようとする年度の初めまでに履修済であること。

- ・主免教育実習を履修済みであること。

（ただし、4年次で主免教育実習と副免教育実習を同時に履修する場合に限り、主免教育実習と副免教育実習の同時履修を認めるものとする。）

2) 実習する校種ごとに、以下の単位を履修（単位取得）済みであること。

- ・小学校で実習をする場合は、小学校の教科の指導法から最低6単位を履修済みであること。
- ・中学校で実習をする場合は、中学校の該当教科の教科指導法から最低2単位を履修済みであること。

（教育学部）「高等学校教育実習」の受講資格

1) 以下に掲げる科目について、高等学校教育実習を受講しようとする年度の初めまでに履修済であること。

- ・主免教育実習を履修済みであること。

2) 以下の単位を履修（単位取得）済みであること。

- ・高等学校の該当教科の教科指導法から最低2単位を履修済みであること。

（理工学部・農学部）

以下の要件を全て満たす者

- ・卒業見込みの者（研究室配属されていること）
- ・教科に関する科目の単位を理工学部は16単位以上、農学部は18単位以上修得していること。
- ・実習で実施する教科の教育法を2単位以上修得していること。
- ・教育の基礎的理解に関する科目等の単位を13単位以上修得していること。
- ・「生徒指導・進路指導」又は「教育相談」の単位を修得していること。
- ・教育実習事前指導を受講していること。

5 実習校			
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校 43 学級、高等学校 134 学級
○	×	学校名	岩手大学教育学部附属中学校（岩手県盛岡市加賀野 3-9-1）学級数：12 生徒数：415 人
		教員数	23 人（内訳）校長 1 人、副校長 1 人、教諭 20 人、養護教諭 1 人
○	×	教育委員会名	盛岡市教育委員会 中学校：6 校
○	×	学校名	盛岡市立高等学校（岩手県盛岡市上太田上川原 9 6）学級数：21 生徒数：814 人
		教員数	60 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、教諭 51 人、講師 5 人、養護教諭 1 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡商業高等学校 学級数：18 生徒数：674 人
		教員数	53 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、指導教諭 2 人、教諭 41 人、講師 6 人、養護教諭 1 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡工業高等学校（岩手県盛岡市羽場 1 8 - 1 1 - 1）学級数：21 生徒数：671 人
		教員数	83 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、指導教諭 1 人、教諭 59 人、講師 4 人、養護教諭 1 人、実習教諭 13 人、実習助手 2 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡第一高等学校（岩手県盛岡市上田 3 - 2 - 1）学級数：21 生徒数：846 人
		教員数	60 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、教諭 51 人、講師 1 人、養護教諭 1 人、指導教諭 2 人、実習教諭 2 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡北高等学校（岩手県滝沢市牧野林 2 9 8 - 1）学級数：15 生徒数：595 人
		教員数	45 人（内訳）校長 1 人、副校長 1 人、指導教諭 1 人、教諭 36 人、養護教諭 1 人、講師（非）4 人、実習教諭 1 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡農業高等学校（岩手県滝沢市砂込 1463）学級数：17 生徒数：448 人
		教員数	73 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、指導教諭 2 人、教諭 43 人、講師 5 人、講師（非）6 人、養護教諭 1 人、実習教諭 11 人、実習助手 2 人
○	×	学校名	岩手県立盛岡第三高等学校（岩手県盛岡市高松 4 - 1 7 - 1 6）学級数：21 生徒数：852 人
		教員数	61 人（内訳）校長 1 人、副校長 2 人、指導教諭 2 人、教諭 50 人、講師 4 人、養護教諭 1 人、実習教諭 1 人

教育実習の評価基準

評価の基準

評価領域	評価項目	主な観点
I 観察・参加	①観察	1. 教育活動の観察記録の豊富さ, 正確さ 2. 授業参観の記録のまとめ方 授業の基本的技術の観察
	②参加	1. 学習指導・生徒指導への積極的参加と適切さ 2. 学校行事等への積極的な参加
II 学習指導	③教材研究	1. 教材研究についての基礎的な理解 2. 教材研究に対する意欲
	④指導計画の立案	1. 指導内容を理解し指導目標を明確にした指導案の作成 2. 学習の流れを理解した本時案の作成
	⑤指導の技術	1. 基本的な指導技術の習熟度 2. 授業における指導技術の的確さと柔軟さ
	⑥研究態度	1. 常に問題意識を持ち, 研究しようとする意欲と適切さ 2. 研究授業への取り組み方
III 生徒指導及び特別活動	⑦学級活動	1. 学級活動の理解を深め, 積極的に指導する意欲と適切さ 2. 学級活動への取り組み方
	⑧生徒理解	1. 児童・生徒の観察を行い, 児童・生徒に向う取り組み方 2. 児童・生徒との親しみ, 信頼関係
IV 実習態度	⑨勤務態度	1. 勤務要領の諸事項に対する誠実さ, 勤勉さ 2. 勤務の状況, 実習生相互の協力
	⑩提出物のまとめ方	1. 実習録の適切さ, 内容の豊富さ
総合評価		

以上の評価基準は、実習生の実習校実習を評価する際の一般的基準である。各実習校ではこの一般的基準を基に、実際の実習に対応させた基準を用意して、実習生の評価を行う。

教育実習成績報告書（個票）

実習校名 _____

指導教員名 _____

所属・学籍番号		実習生氏名				実習教科		
実習期間		年 月 日 ～ 年 月 日						
出欠状況	出勤すべき 日数	出勤した 日数	欠勤した日数			遅刻	早退	
			病欠	事故	その他			
	日	日	日	日	日	日	日	
評価項目				評 価				
Ⅰ 観察・参加	①観察		A	B	C	備考 評価項目①～⑩ の主な観点は 『教育実習の手 引』の「第10章 教育実習の評 価」を参照		
	②参加		A	B	C			
Ⅱ 学習指導	③教材研究		A	B	C			
	④指導計画の立案		A	B	C			
	⑤指導の技術		A	B	C			
	⑥研究態度		A	B	C			
Ⅲ 生徒指導 及び特別活動	⑦学級活動		A	B	C			
	⑧児童生徒理解		A	B	C			
Ⅳ 実習態度	⑨勤務態度		A	B	C			
	⑩提出物のまとめ方		A	B	C			
			評価の数	A… 個	B… 個	C… 個		
所 見	※特記事項がある場合 または 評価が「秀」「可」「不可」の場合に記入							
			総合評価	秀 優 良 可				不可

理工学部、農学部用

令和 年度 教育実習成績報告書

令和 年 月 日

実習校名 _____

校長名 _____ 印

指導教諭名 _____ 印

学 部		実習生氏名				実習教科名	
実習期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
出欠状況	出勤すべき日数	出勤した日数	欠勤した日数			遅刻	早退
	日	日	病欠	事故	その他		
評価項目	評価の観点		評 価		特 記 事 項		
学習指導	教 科 の 研 究		秀 優 良 可	不可			
	学 習 指 導 の 計 画		秀 優 良 可	不可			
	指 導 技 術 と 態 度		秀 優 良 可	不可			
	結 果 の 整 理		秀 優 良 可	不可			
教育活動	生徒への接触の態度		秀 優 良 可	不可			
	教 科 外 活 動		秀 優 良 可	不可			
	事 務 の 処 理		秀 優 良 可	不可			
実習態度	勤務態度・熱意		秀 優 良 可	不可			
	勤 務 状 況 等		秀 優 良 可	不可			
	記 録 簿 の 提 出 物		秀 優 良 可	不可			
所 見							
総合評価	秀 優 良 可		不可		備 考 秀=90点以上 優=80~89点 良=70~79点 可=60~69点 不可=59点以下 として○印で評価及び総合評価願います。		

(岩手大学)

実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 2月 13日

岩手大学教育学部長 殿

盛岡市教育委員会教育長



岩手大学教育学部学校教育教員養成課程において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程（情報）として認可された上は、本委員会の所轄に属する下記中学校において、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

記

(令和6年1月現在)

教育実習協力校	盛岡市立上田中学校 盛岡市立黒石野中学校
学校体験実習協力校	盛岡市立下小路中学校 盛岡市立河南中学校 盛岡市立厨川中学校 盛岡市立城西中学校

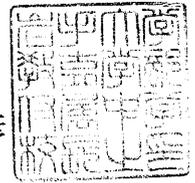
実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 2月 13日

岩手大学教育学部長 殿

岩手大学教育学部附属中学校

校 長 溝 口 昭 彦



岩手大学教育学部学校教育教員養成課程において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程（情報）として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 5日

岩手大学長 殿

盛岡市立高等学校

校 長 北 田 義 徳



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 7日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡商業高等学校

校 長 高 橋 克 壽



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

実 習 受 入 承 諾 書

盛工高第 1 2 7 号
令和 6年 3月 11日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡工業高等学校

校 長 瀬 戸 和 彦



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 5日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡第一高等学校
校 長 高 橋 一 佳

岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 5日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡北高等学校

校 長 嶋 隆



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

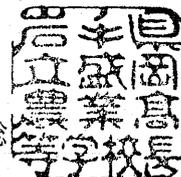
実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 12日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡農業高等学校

校長 菊池 郁 聡



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

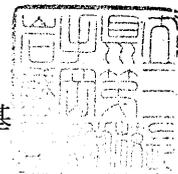
実 習 受 入 承 諾 書

令和 6年 3月 4日

岩手大学長 殿

岩手県立盛岡第三高等学校

校 長 木 村 基



岩手大学において、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、教育実習生を受け入れることを承諾いたします。